

令和3年4月1日より施行

府中市 手話の普及及び 障害者の意思疎通の促進に 関する条例



手話は言語です

手話には、ろう者が独自の文化として受け継いできた日本手話や、社会の変遷を経て生まれた日本語対应手話などがあり、それぞれ意思疎通のための大切な手段です。日本手話と日本語対应手話はそれぞれ文法体系などが異なり、手話を使う人々の間でも円滑な意思疎通が困難な場合があるため、それぞれの手話の違いを理解したうえで、手話の普及を図ることが求められています。

府中市では、手話を必要とする人々が、不便や不安を感じることなく生活できることはもとより、全ての市民が障害の有無にかかわらず、相互に尊重し合いながら安心して暮らすことができる地域社会を目指しています。

お問い合わせ

福祉保健部障害者福祉課

〒183-8703 府中市宮西町 2-24

TEL: 042-335-4545 / FAX: 042-368-6126

メール: syougai01@city.fuchu.tokyo.jp

